

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 10 日現在

機関番号：30107

研究種目：基盤研究(A)

研究期間：2010～2014

課題番号：22243004

研究課題名(和文) 支配的地位の濫用規制と不公正取引の規制が切り開く東アジア競争法の新しい地平へ

研究課題名(英文) To the new horizon of East-Asian competition laws by regulation of the abuse of dominant monopoly positions and unfair trade practices

研究代表者

稗貫 俊文 (HIENUKI, TOSHIFUMI)

北海学園大学・法務研究科・教授

研究者番号：70113610

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 33,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、東アジア(中国、台湾、韓国、日本)において競争法の新しい地平が開かれつつあることを示した。東アジア競争法は、国有企業、財閥、官製談合など市場経済の形成の障害となる歴史的残滓に対する戦いを課題としている。他方で、ソフトウェア、IPビジネス、電気通信など欧米と変わらぬ先端産業の展開のなかで、欧米の競争法の課題と変わらぬ先端的課題を東アジア競争法の課題とし始めている。東アジア競争法は、競争的市場経済の歴史的障害の除去という固有の課題を抱えつつ、先端産業に対する競争法の現代的な課題とを引き受けている。その展開は不均等で、まだ帰結は見えないが、競争法の新しい地平が確実に開かれつつある。

研究成果の概要(英文)：Our research revealed the new horizon of East-Asian competition laws.(1) Subjects of competition policy of high-tech industries in the East-Asian countries are as important as the subjects of the same policy of the same industries in the U.S. or EU; high-tech industries are software, IP business、Telecom and so on. Samsung & Apple Patent Infringement Cases are good examples. Infringement actions by Samsung are abuses of the FRAND declared patents and its infringement actions are also against the competition laws of the most countries. (2) Struggles against impediments for competitive market economy like state-owned enterprises, family-owned large business-group, government oriented bit-rigging are unique and inherent subjects of East-Asian competition laws. East-Asian competitions laws are integration of advanced subjects of high-tech industry and unique subjects of old impediments for competitive market economy. The new horizon of East-Asian competition laws are now appeared.

研究分野：経済法

キーワード：韓国競争法 中国反独占法 FRAND宣言 国有企業 財閥 官製談合 知的財産ビジネス 電気通信

1. 研究開始当初の背景

私たちの従前の研究では、東アジア競争法（韓国、台湾、中国、日本）は、EUや米国の競争法の影響を受けてグローバル・スタンダード化する中であっても、中小企業や一般消費者の利益を守る不公正取引の規制の要請が格段に強いものであった。そこから、東アジアにおける市場支配的地位の濫用の規制や、不公正取引に規制が、搾取的な濫用と特徴付けられるような法運用となっているのではないかという問題関心をもつに至った。そして、競争法の国際スタンダードに従う東アジア競争法が、反面で、国際スタンダードから乖離した独自の部分をもつことで、新しい競争法の地平が開かれるという仮説をもつに至った。

2. 研究の目的

東アジア（中国、台湾、韓国、日本）における競争法は、アメリカやヨーロッパの競争法の新たな展開と学びつつも、アメリカやヨーロッパの競争法とは異なる独自の原則が並行して展開しているし、そこから東アジア競争法の将来を決める新しい地平が開かれるはずだという作業仮説を定め、東アジア各国の競争法の運用の実態を明らかにすることにした。

3. 研究の方法

研究分担者個人の文献研究により、東アジア競争法の規制のルールと規制機関、規制手続を明らかにし、その具体の運用実態については、外国の研究者を招聘し、あるいは我々が各国の国際シンポジウムに参加し、報告をし、あるいは報告を聞き、資料を集めるという研究交流を基礎に行うことにした。

4. 研究成果

(1) 東アジア競争法の共通の基盤-----台湾の競争法を例に

市場支配的地位の濫用規制と不公正取引の規制は、相互に密接に結びつきながら、東アジア競争法において、独自の役割を果たしていることが明らかになった。不公正取引の規制の重要性は台湾において顕著であった。台湾では、カルテル談合の規制はそれほど活発ではなく、不当表示や不当景品、取引妨害、暴利行為といった不公正取引が競争法の規制の中心であり、数少ない市場支配的地位の濫用の規制事例もマイクロソフトのウィンドウズの高価格設定の規制のような搾取濫用の規制が中心であった。これは競争法が台湾の国民の支持を受け、定着するために必要

な法運営であった。台湾大学の黄銘傑教授は、これを「競争法の土着化」という言葉で説明している。昭和30年代の日本の独禁法も同じ道を辿った。韓国の競争法も最近まで同様のことであったし、中国でも不公正取引に規制が課題となっている。これは東アジア競争法がこの地域に定着するのに必ず通過しなければならない過程である。東アジア競争法の新しい地平の展開は、不公正取引の規制に対する国民的な支持を抜きに行われなかったであろう。

(2) 東アジア競争法の新しい地平の展開

東アジア競争法の新しい地平は、欧米と変わらない競争法の先端的課題の探求と市場経済の発展を妨げる歴史的障害との戦いの統合であるといつてよい。新しい地平は、一方で、国有企業、財閥、行政独占、官製談合など競争的な市場経済への転換の障害となる古い企業形態や取引慣行、政府・地方政府の干渉に対するとの戦いの中で開かれ、他方で、ソフトウェア産業、電気通信産業など先端産業における濫用行為の規制の戦いのなかで開けてきた。

ア) 市場経済に対する歴史的障害との戦い

中国では、国有企業が不公平な優遇を受けており、これに対して、中国市場へ進出する自国企業を守る外国政府からの批判が絶えない。これに対して、中国の競争法が、国有企業の濫用行為を市場経済の弊害要因として規制する動きが見られる。国有企業の規制はまだ不十分であるが、行政独占の規制と併せて、中国競争法の期待された胎動と認められる。韓国競争法も、大規模企業集団(財閥)に属する企業の間相互出資、債務保証の禁止、金融機関の議決権の制限など血縁財閥がもたらす弊害を規制する特別の規定を韓国競争法のなかに置いて規制しており、

我々の研究期間中にも規制強化の改正が行われてきた。日本の官製談合防止法も、この種の規制と同根の規制と考えられる。また、近時の日本では、経営不振に陥った日本航空（JAL）を公的に経営支援したことでライバルの全日空（ANA）を凌ぐ競争力をもたらす不公平な結果となったという反省から、経営不振に陥った大型企業に対する公的支援の在り方が問題になっており、公正取引委員会は、競争政策の観点から、公的支援の在り方に注文をつける動きを始めている（これはEU競争法のステイトエイド（State Aid）の規制と異なるものである）。これらは、東アジア競争法において、市場経済の発展の障害となる過去の経済体制の残滓との戦いが、欧米の国と地域にはみられない特有の課題として存在することを示すものである。その具体的な形は国によって異なるものの、東アジア競争法のユニークな課題ということであろう。

イ）先端産業における戦い-----アップル対サムスン事件を例に

東アジアの経済発展は、ソフトウェアや電気通信産業、知的財産（著作権など）管理ビジネスや検索エンジンビジネスなど欧米に匹敵する新しい先端的産業を生み出している。たとえば、世界で圧倒的な影響力をもつ検索エンジンが米国のグーグル（Google）で、日本では米国産のヤフー（Yahoo）が有力である。しかし、中国では百度（Baidu）、韓国のNAVERなどの国産検索エンジンが生まれている。こうした産業を特徴づける知的財産権の存在が東アジアにおいても欧米とまったく同じ競争法の課題を生み出している。注目すべき事件として、我々は、日本と韓国で並行して争われた携帯電話の標準化必須技術に係るアップル対サムスンの特許侵害訴訟を取り上げた（アップル対サムスンの特許侵害訴訟は欧米でも提起された）。韓国企業

のサムスンが、米国アップルのiPhoneやiPadにサムスンの保有する特許権を用いられているとして、アップルを特許侵害で訴えた。日本の知財高裁は、サムスンは自己の特許技術を携帯電話にかかる規格標準化技術であると欧州電気通信標準化機構（ETSI）申告して、「公正、合理的かつ非差別な条件」で誰に対してもライセンスするという宣言（FRAND宣言）をしており、そのライセンスを受ける用意のあったアップルに交渉の機会を与えず特許侵害として差し止めと損害賠償を求めることは「特許権の濫用」であるとした。そして特許侵害の差止めを認めず一定額以上の損害賠償を認めなかった（韓国の裁判では、日本の判決と対照的に、サムスンが全面勝訴している）。この日本の判決に関して、中国の社会科学院社会科学院の王曉暉教授は、正当にも、サムスンの行為は契約法の問題というより、競争法違反の問題であると指摘した。中国では、類似の事件において競争法違反を認めているという。たしかに日本においては、公取委が独禁法を適用して市場支配的企業のサムスンの行為を私的独占の排除とする可能性はあった。日本の最高裁は、NTT東日本私的独占事件において、私的独占の「排除」行為に該当するには、行為の「排除性」だけでなく、「逸脱人為性」が必要であるとしている。FRAND宣言がなされた自己の特許技術に関してサムソンが起こした特許侵害訴訟は、それ自体「排除性」のある行為であるだけでなく、「逸脱人為性」がある行為であることは間違いのない。サムスンは携帯電話技術の市場で市場支配的な企業であるから、私的独占（排除）に該当することは明らかであろう。競争法における知的財産権の濫用に対する競争法の適用は最も先端的な問題であり、中国の学者が、通常は適法な特許侵害訴訟を市場支配的地位の濫用としたことは東アジアでも欧米と同等の先端的議論が行われている証左であ

る。

最後に

東アジア競争法は、このように、歪んだ経済発展の過程（開発独裁）で生まれ、市場経済の発展の障害となる過去の様々な残滓との戦いにおいて特徴のある議論を展開しているだけでなく、欧米と同様のハイテク技術に関わる先端的な競争法の議論も展開している。異なる性質の異なる課題が競争法という一つの法律の課題として取り上げられている。東アジア競争法の課題はたしかに不均等であるが大きな発展をしている。すなわち、東アジア競争法は、その展開過程で、世界の競争法と共通な課題に直面し一つに収斂する傾向をもつが、他方で独自の深刻な課題をも抱えていることを看過すべきではない。東アジア経済法の新しい地平とは、欧米の競争法と共通の課題を共有しつつも、欧米のそれと異なる、独自の経済発展の過程で生まれた歴史的障害物を除去するという競争法の課題に含めて法を適用しなければ成らない。このような複雑な発展を遂げていることから、韓国の権五乗教授の言う東アジア競争法の「地域的なスタンダード」が形成されるであろう。私たちの研究は東アジア競争法の今の姿と課題を浮き彫りにするものであった。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計147件)

稗貫 俊文、独占禁止法第2条5項所定の「排除」概念と「逸脱人為性」、北海学園大学法学部創立五十周年記念論文集、査読無、2015、21 - 48

川島 富士雄、中国独占禁止法における価格独占規制 日本の自動車部品及びペーパリング製造業者事件を中心に、公正取引、査読無、771 巻、2015、39 - 52

鄭 双石、林 秀弥、奇虎 360 対 Tencent 中国独占禁止法訴訟・最高人民法院判決について：市場画定と市場支配的地位の判断を中心に、国際商事法務、査読無、43 (3) 巻、2015、354 -

362

稗貫 俊文、日本の独占禁止法の運用に関する最近の動向について、北海学園大学『学園論集』、査読無、161 巻、2014、1 - 18

栗田 誠、日本の独占禁止法制度の行方と東アジア競争法への示唆、千葉法学論集、査読無、2014、29 (1) (2) 巻、408 - 349

林 秀弥、競争法分野における国際協力、名古屋大学法政論集、査読無、250 巻、2013、217 - 266

〔学会発表〕(計57件)

林 秀弥、標準化機関において定められた標準規格に必須となる特許についていわゆる (F) R A N D 宣言 (Fair, Reasonable and Non-Discriminatory な条件で実施許諾を行うとの宣言) がされた場合の当該特許による差止請求権及び損害賠償請求権の行使に何らかの制限があるか、東アジア経済法研究会、2015年2月14日、ソウル国立大学競争法センター、韓国ソウル市

栗田 誠、日本における 1990 年代以降の独占禁止法改正の評価と課題、東アジア法律文化センター「東アジアの法改正の動向 民事訴訟法、競争法を中心として」、2014年9月10日、桐蔭横浜大学

栗田 誠、TIBOR と独占禁止法、2013 年銘傳大学兩岸・国際財政金融法学シンポジウム「金融法と競争法」フォーラム、2013年11月23日、銘傳大学基河キャンパス、台湾台北市

中山 武憲、韓国独占禁止法の内容とその運用 日韓の相違とその根源、外国競争法研究会、2013年10月31日、公正取引協会、東京

稗貫 俊文、特許と独禁法、独占禁止法の実施に関する国際シンポジウム、杭州花家山荘、中国杭州市

〔図書〕(計24件)

瀬領 真悟 他、有斐閣、ベーシック経済法(第4版)、2014、375 (89 - 140、287 - 304)

土田 和博、栗田 誠 他、有斐閣、条文から学ぶ独占禁止法、2014、340 (2 - 29、75 - 89、197 - 202、250 - 273)

林 秀弥 他、勁草書房、クラウド産業論：流動化するプラットフォーム・ビジネスにおける競争法と規制、2014、214

稗貫 俊文、向田 直範、川島富士雄 他、有斐閣、経済法(第7版)、2013、480
鈴木 賢、有斐閣、現代中国法入門(第

〔産業財産権〕
出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

稗貫 俊文 (HIENUKI Toshifumi)
北海学園大学・法務研究科・教授
研究者番号：70113610

(2) 研究分担者

坂口 一成 (SAKAGUCHI kazushige)
大阪大学法学(政治学)研究科(研究院)・
准教授
研究者番号：10507156

板谷 淳一 (ITAYA Jun-ichi)
北海道大学・その他の研究科・教授
研究者番号：20168305

栗田 誠 (KURITA Makoto)
千葉大学・その他の研究科・教授
研究者番号：20334162

林 秀弥 (HAYASHI Shuya)
名古屋大学・法学(政治学)研究科(研究
院)・教授
研究者番号：30364037

中山 武憲 (NAKAYAMA Takenori)
名古屋経済大学・法学(政治学)研究科(研
究院)・教授
研究者番号：40278388

土田 和博 (TSUCHIDA Kazuhiro)
早稲田大学・法学学術院・教授
研究者番号：601638320

鈴木 賢 (SUZUKI Ken)
北海道大学・法学(政治学)研究科(研究
院)・教授
研究者番号：80226505

川島 富士雄 (KAWASHIMA Fujio)
名古屋大学・国際開発研究科・教授
研究者番号：80234061

須網 隆夫 (SUAMI Takao)
早稲田大学・法学学術院・教授
研究者番号：80262418

向田 直憲 (MUKAIDA Naonori)
北海学園大学・法学部・教授
研究者番号：90104695

瀬領 真悟 (SERYO Shingo)
同志社大学・法学部・教授
研究者番号：90192624

岡 克彦 (OKA Katsuhiko)
福岡女子大学・文理学部・教授
研究者番号：90281774

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

厚谷 襄児 (ATSUYA Joji)
今井 弘道 (IMAI Hiromichi)
望月 宣武 (MOCHIZUKI Hiromu)
岡本 直貴 (OKAMOTO Naoki)